

## 美浜町住民活動団体登録のご案内

美浜町で公益活動を行っている団体同士が、協力・連携できるように横断的なネットワークの構築や町民に広く紹介し参加を促すために、活動団体の登録をお願いいたします。

### 団体登録の要件

不特定多数のものの利益の増進に寄与する活動または良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行っている団体で、以下の要件を満たしていること。

- (1) 公益活動を行っていること
- (2) 構成員は3名以上で、概ね3分の2以上が美浜町在住、在勤、在学者で構成されていること
- (3) 美浜町を中心に活動していること
- (4) 自主的、継続的な活動であること
- (5) 以下のいずれにも該当しない活動を行うことを主たる目的とする団体
  - a. 営利を目的とするもの
  - b. 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、または信者を強化育成することを主たる目的とするもの
  - c. 政治上の主義を推進し、支持し、またはこれに反対することを主たる目的とするもの
  - d. 特定の公職の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）もしくは公職にある者または政党を推薦し、支持し、またはこれらに反対することを目的とするもの
  - e. 公の秩序または善良な風俗を乱すおそれがあるもの
  - f. 美浜町生涯活躍のまち推進プラットフォームが適当でないと認めた活動

\*美浜町生涯活躍のまち推進プラットフォームとは、美浜町のまちづくりを「オール美浜」で取り組んでいくことを目的に設置された組織です。事務局は役場総務部企画課にあります

### 公益活動とは？

- (1) 登録活動団体については、広く町民の公益に資する活動を行うもので、NPO法人またはそれに準ずる活動を行う非営利活動団体であること
- (2) 規約等の主たる目的及び活動が、次の20分野の活動であること
- (3) 次の20分野の活動に該当することを、過去の実績等により明らかにできること

20分野とは・・・

- 1 まちづくり
- 2 観光振興
- 3 農山漁村または中山間地域振興
- 4 経済活性化
- 5 保健・医療または福祉
- 6 子どもの健全育成
- 7 環境保全
- 8 地域安全
- 9 災害救援
- 10 社会教育
- 11 人権擁護・平和
- 12 国際協力
- 13 男女共同参画
- 14 職業雇用
- 15 情報化社会
- 16 科学技術
- 17 学術・文化・芸術またはスポーツ
- 18 消費者保護
- 19 NPO活動支援
- 20 県等の条例で定める活動

### 次のような活動は公益活動に当てはまりません

- (1) 会員の日頃の成果を発揮する目的で行う活動及びその練習（展示、発表会、イベント、大会等）
- (2) 単に教養の向上を目的とした勉強会、学習会
- (3) 家元制や流派による活動
- (4) 会員同士の親睦活動、会員相互（特定者）の利益のために行う活動
- (5) 活動によって得た利益や資産を社員や役員などの構成員へ分配する活動

## 住民活動団体に登録すると・・・

(1) 公益活動を活発に行えるような支援が受けられます

① 希望する団体には、団体の情報PRできます。

活動の様子やイベントの開催、ボランティア募集などの情報をちゃぶだいハウス掲示板やホームページで掲載できます。また、ガイドブックを作成し、団体紹介をしていきます。

② ちゃぶだいハウス (chabs) を登録団体料金で利用できます。

◆平日 15:00～21:00 の利用

15:00～・18:00～3 時間の二枠に分け、料金 300 円/枠 (3 時間)

◆土日祝祭日 9:00～17:30 の週末ギャラリーとして利用

団体特別料金 2000 円/日

※登録団体であっても、1500 円を超える入場料を徴収するイベントや高額な商品の販売のみを目的とする場合は非登録団体と同料金 (10000 円/日) となります。

③ちゃぶだいハウスの団体ポスト (引出) を利用できます。

ちゃぶだいハウスに各団体に引出を準備していますので、連絡用等にご利用ください。

(2) 支援を続けるために、次のことをお願いしています

この登録制度は、ちゃぶだいハウスのレンタル料の減額など、町民の貴重な税金によって活動を応援しています。このため、登録された団体は、どのような団体なのか、また、普段の活動状況がどうかを、町民の皆さんがいつでもチェックできるようにしています。なお、登録したにもかかわらず普段公益活動を行っていない団体については、登録解除をお願いすることがあります。

そのため、団体の情報や活動についてはちゃぶだいハウスにて、閲覧できるようにします。

申請書や団体情報及び活動状況票に記載された情報は、個人情報に関わる情報を除き原則としてすべて公開されます。登録内容に変更があった場合は、速やかに報告する必要があります。

※美浜町が主催・後援する講座やイベント等の各種ご案内を登録住所に郵送する場合があります。

美浜町を生涯活躍のまちにするためには、皆様の様々な公益活動が必要です。

「美浜町への熱き思い」を「皆のため」に形にし、他団体と連携し協力し合うことでその活動をさらに実りあるものにしていきたいと考えている団体の登録をお待ちしております。

登録の受付：まちづくり交流拠点「ちゃぶだいハウス」 平日 10:00～15:00

問い合わせ・相談：まちづくり中間支援団体 一般社団法人美浜まちラボ 0569-89-2421

※美浜町まちづくり支援事業の中間支援を一般社団法人美浜まちラボが担っています※